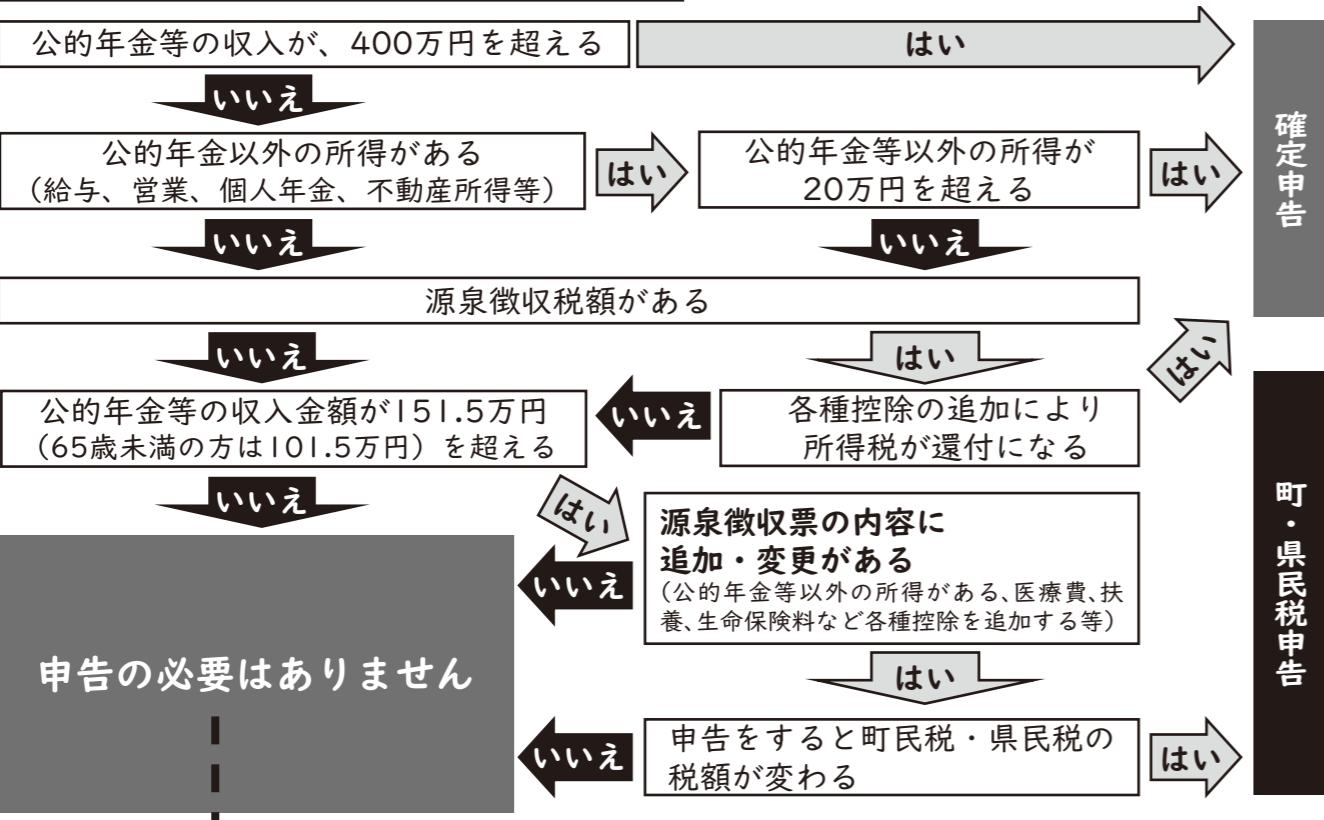


公的年金等を受給されている方へ

～申告が必要？不要？フローチャート～



- 1 遺族年金、障害年金等非課税年金を受給されている方で、誰の扶養にもなっていない方は、「収入0円」で町・県民税申告をしてください。
- 2 株式の損失を翌年に繰り越すなどの場合には、確定申告が必要です。

■町・県民税の申告について

所得税の確定申告をする場合は、町・県民税の申告は不要です。

○必要書類等

- ① 役場から申告案内の手紙が届いている方は、書類一式
- ② マイナンバーカードまたは通知カードと写真付きの身分証明書等の身元確認書類
- ③ 各所得（収入）の分かるもの（源泉徴収票など）
- ④ 不動産・営業等収入のある方は、収支内訳書（必ず事前に作成し、お持ちください。）
- ⑤ 社会保険料、国民年金保険料、生命保険、地震保険などの控除証明書など
- ⑥ 令和6年1月1日から 令和6年12月31日までに支払済の医療費の明細書
- ⑦ 必ず事前に医療費の合計額や保険で補てんされる金額を計算し、お持ちください。
領収書を提出していただく必要があります。ご自宅で5年間保存してください。
- ⑧ 寄附金控除を受ける方は、領収書、または「寄附金控除に関する証明書」（ふるさと納税の方のみ）
- ⑨ 身体障害者手帳等（お持ちの方）
- ⑩ 学生等の方は、身分証明書または在学の確認ができるもの
- ⑪ ご本人名義の通帳（確定申告で還付がある場合）

注意事項

- ※ 前年中の収入が無い方も、その旨を申告しなければならない場合があります。
- ※ 令和7年1月1日現在で坂町に住民票がない方は、坂町（海田税務署）で申告を受け付けることができません。上記時点でのお住まいの自治体や管轄の税務署で申告をしてください。

令和7年度(令和6年分)所得税の確定申告及び町・県民税の申告について

所得税の確定申告について、申告会場の混雑緩和のため、お住まいの地区ごとに申告の受付日を指定させていただきます。皆様のご理解とご協力をお願いします。

また、郵送及び電子申告（e-Tax）による提出にご協力をお願いします。

■坂町での申告受付

日 に ち	地 区	と こ ろ・時 間
2月	12日（水） 小屋浦一丁目・二丁目・ 水尻・亀石	小屋浦ふれあいセンター 3階大会議室 9時～16時
	13日（木） 小屋浦三丁目・四丁目	
	14日（金） 小屋浦地区全体 水尻・亀石	
	17日（月） 刎条	
	18日（火） 中村・西側	
	19日（水） 上條	
	20日（木） 北新地	
	21日（金） 平成ヶ浜	
	25日（火） 森浜	
	26日（水）・27日（木） 浜宮	
3月	28日（金） 坂地区全体	坂町役場 2階研修室 9時～17時
	3日（月） 坂地区全体	
	4日（火） 横浜三部	
	5日（水） 横浜二部	
	6日（木） 横浜一部・鯛尾	
	7日（金） 植田	
	10日（月） 横浜地区全体	
	11日（火）～17日（月） (土日を除く) 町内全地区	

●お住まいの地区の実施日に来場できない場合は、他の地区の実施日に来場いただくことも可能です。

●土曜開庁窓口では受付を行っていませんのでご注意ください。

●坂町役場での確定申告の相談受付は、住民サービスの観点から広島国税局長の許可を得て実施しているものです。会場には税務署の職員は不在のため、国税に関する特殊な事例についての質問、相談はお受けできませんのでご了承ください。

■税務署での確定申告の受付

日 時	と こ ろ	○会場では原則として、ご自身のスマートフォンを利用して確定申告書等を作成していただきます。
2月17日（月）～ 3月17日（月） (土日・祝日を除く) 受付：8時30分～16時 相談：9時～17時	海田税務署 NTTクレドホール	○マイナンバーカードをお持ちの方は、カード及び2種類のパスワードをご持参ください。 【2種類のパスワード】 ①利用者証明用電子証明書（数字4桁） ②署名用電子証明書（英数字6～16文字）

●海田税務署での申告は予約制です。会場への入場は「入場整理券」が必要です。

入場に必要な「入場整理券」は、会場で当日配布（枚数制限有）します。

入場整理券は、国税庁のLINEから事前発行もできます。

問合せ 所得税の確定申告に関するお問合せ 海田税務署 ☎823-2131 国税庁LINE
町・県民税の申告に関するお問合せ 役場税務住民課 ☎820-1503 友だち追加は
こちら

